

香美市ごみの戸別収集

ひとり暮らしの高齢者や障害者の方など、ごみステーションまでのごみ出しが困難な世帯の生活を支援するため、

週1回、ご自宅までごみの収集に伺います。



★ ご利用できる世帯 ※ (1) から (3) すべてに該当する世帯

(1) 香美市在住の方

(2) 親族、近隣住民などからごみ出しの協力が得られない世帯

※ホームヘルパーの方が、訪問介護サービスでごみ出しが可能な場合は、対象になりませんが、ごみステーションの利用時間等により、排出することが困難な場合は、対象となります。

(3) 次の①から②のいずれかに該当する方のみで構成される世帯

①満65歳以上で、介護認定の要支援又は要介護の認定を受け、サービス計画でごみ出しの支援が必要とされる方

②障害支援区分の認定を受け、ごみ出しの支援が必要とされる方

※上記に準ずる世帯や特に必要があると認められる世帯も対象となります。

★ ごみの収集方法

費用は**無料**。収集は**週1回**（火・水・金）。**市指定袋**に分別。粗大ごみや家電4品目、その他処理困難物は**対象外**です。

- ・収集できるごみはステーションで収集している家庭ごみ全般です。
- ・自宅の門扉付近や玄関先などにフタ付きのごみ箱を準備し、収集日当日の午前9時までにごみを入れておいてください。ただし、12月31日から1月3日までのごみ収集はありません。
- ・収集開始後、入院や旅行等で一時的にごみを出さない場合は、市まで事前にご連絡ください。収集を再開する場合も事前連絡が必要です。



★ お問い合わせ

香美市役所 環境課

電話 0887-53-1063

申請から収集開始までの流れ

(1) 申請（環境課窓口）

★ 環境課窓口で申請

- ①環境課又は市ホームページから申請書を入力
- ②必要事項を記入

(2) 審査

★ 書類審査

申請書の内容について市関係部署に確認します。

- ・世帯状況や現在のごみ出し状況について市関係部署(高齢介護課、福祉事務所)からヘルパー、ケアマネジャーなどに確認する場合があります。

★ 現地調査

- ①申請者又は申請代行者に日程調整などを連絡します。
- ②第三者の立ち合いの上で調査を実施する場合があります。
 - ・ヘルパー、ケアマネジャー、親族など
- ③申請内容を確認します。
 - ・現在のごみ出し状況や世帯状況などを聞き取りします。
- ④排出場所を確認します。
 - ・排出場所は原則門扉付近や玄関先とします。
 - ・共同住宅の場合は管理者などの同意を得ているか確認します。

(3) 審査結果の通知

ご自宅に郵送で審査結果（利用可否）を通知します。

- ・利用決定の場合は、決定通知書で収集開始日をお知らせします。

(4) 収集開始

収集員が週に1回、午前9時以降に、フタ付きのごみ箱から収集作業を行いますので、午前9時までにごみを出しておいてください。

※ 12月31日から1月3日までの
ごみ収集はありません。

(5) 変更・休止などの連絡

以下の場合には、環境課で手続きが必要です。

- ・収集の終了（施設入所など）
- ・一時休止（一時的な入院、旅行など）
- ・再開（一時休止中の再開）
- ・変更（住所、電話番号、世帯状況などの変更）